

# 21 世紀環境立国戦略

平成 19 年 6 月 1 日



# 〔目 次〕

<b>1. 地球環境の現状と課題</b> .....	<b>1</b>
(1) 地球規模での環境問題の深刻化 .....	1
(2) 持続可能な社会に向けた取組 .....	3
<b>2. 「環境立国・日本」の創造・発信</b> .....	<b>5</b>
(1) 持続可能な社会の「日本モデル」の構築 .....	5
(2) 「環境立国・日本」に向けた施策の展開方向 .....	6
<b>3. 今後 1、2 年で重点的に着手すべき八つの戦略</b> .....	<b>7</b>
戦略 1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ .....	7
戦略 2 生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承 .....	12
戦略 3 3R を通じた持続可能な資源循環 .....	14
戦略 4 公害克服の経験と智慧を活かした国際協力 .....	16
戦略 5 環境・エネルギー技術の中核とした経済成長 .....	17
戦略 6 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり .....	19
戦略 7 環境を感じ、考え、行動する人づくり .....	22
戦略 8 環境立国を支える仕組みづくり .....	23

# 1. 地球環境の現状と課題

## (1) 地球規模での環境問題の深刻化

健全で恵み豊かな環境は、地球の悠久の歴史の中で多種多様な生物とそれを取り巻く環境との相互作用を通して育まれてきたものであって、その恵沢は、現在世代が消費し尽くすのではなく、将来世代に継承し、世代間で共有すべきものである。

しかしながら、人間活動から生ずる環境負荷が地球規模にまで拡大した結果、環境の容量を超え、地球生態系のこれまでの精妙な均衡が崩れつつある。さらに、途上国での人口増と経済成長を背景に、環境への負荷が一層増大していくおそれがある。

このままでは地球規模で生態系が劣化し、水不足や食料危機、貧困問題などの世界を取り巻く様々な問題もますます深刻化するのみならず、人間の生存基盤を掘り崩し、社会経済の持続可能な発展に支障を来す懸念がある。地球環境問題は、人間の安全保障の問題とも密接に関連し、人類が直面する最大の試練と言えよう。

### 地球温暖化の危機

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によれば、地球が温暖化していることには疑う余地がない。その原因は、人為起源の温室効果ガスの増加だとほぼ断定されている。

現状の世界の排出量は自然界の吸収量の2倍を超えており、このままで行くと、世界の温室効果ガス排出量は今後数十年に渡って引き続き増加するものと考えられ、1980～1999年と比較した今世紀末の地球全体の平均気温の上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会では、約1.8（1.1～2.9）である一方、化石エネルギー源を重視する社会では、約4.0（2.4～6.4）に達すると予測されている。

このような地球温暖化の結果、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響を起こすのみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な悪影響が複合的に生じる可能性が指摘されている。現在既に、地球温暖化によって水資源や脆弱な生態系などでは悪影響が生じており、今後の気温上昇に従って、より深刻な悪影響が世界の全ての地域で生じることが予測されている。

### 資源の浪費による危機

環境中に人類が大量に排出しているのは二酸化炭素に限らない。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球の環境に大きな負荷を与えている。

この結果、天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約への懸念、天然資源収奪による環境破壊、有害廃棄物の不適正処理などによる環境汚染の問題などを惹起している。特に、経済成長著しいアジア地域を始めとする途上国においては、資源需給や廃棄物問題が深刻化しつつあり、世界の廃棄物発生量は2050年には2000年の2倍以上にな

るという試算もある。

今後とも人類がこのような社会経済活動を続けた場合には、資源制約や廃棄物を受け入れる環境の容量の制約に突き当たることになり、社会経済の持続可能な発展に支障を来すおそれがある。

## 生態系の危機

地球上の多様な生物は、誕生から約 40 億年の歴史を経て様々な環境に適応し、環境との相互作用を通して進化してきたものであり、森林、河川・湖沼、サンゴ礁などの生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響しあい、バランスを維持し、長い年月をかけて地球環境の形成に寄与してきた。豊かな生物多様性とは、こうしたバランスが維持され、自然環境が生態系、種、遺伝子の各レベルで健全に保たれている状態を意味するものであり、飲料水や食料の供給、気候の安定性など、様々な恵みを人間にもたらず源泉であるとともに、人間のみならず、すべての生物の生存基盤である。

しかしながら、生物の生息・生育環境が人間活動による土地改変や環境汚染などにより大きく損なわれた結果、生物多様性の大幅な喪失が引き起こされ、生態系の劣化が進んでいる。さらに、IPCC の報告によれば、地球温暖化が進行した場合、1.5 超の気温上昇で生物種の約 30% が絶滅リスクの増加に直面する可能性が高い。国内においても、野生生物の生息・生育環境の悪化や種の絶滅のおそれ、里地里山における人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来生物等による在来の生態系の攪乱など、今や深刻な状況にある。

## (2) 持続可能な社会に向けた取組

### 持続可能な社会とは

前述の地球環境の危機は、重層的に、また相互に悪循環しながら進んでいる。この危機に正面から対応し、その解決を図ることによって人間社会の発展と繁栄を確保しなければならない。このためには、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会、すなわち、持続可能な社会を構築すべきである。

社会経済活動を地球規模で持続可能なものへと築き直すに当たっては、次のような点その内容として重要である。また、その際には、基礎的な科学研究の推進を図ることはもとより、環境への負荷が重大な影響を及ぼすことがないように、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じるという、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて実施すべきである。

- ・ 現在に加え将来においても環境への負荷が環境保全上の支障を生じさせることのないように、環境への負荷が環境の容量を超えないものであること
- ・ 新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されること
- ・ 健全な生態系が維持、回復され、自然と人間との共生が確保されること

また、技術や社会のイノベーションを進め、環境負荷の縮小と環境制約の緩和を図ることにより、いわゆる「成長の限界」論を乗り越えプラスサムの実現を図り、長期的に人々の向上意欲や活力が維持されるように社会経済を継続的に発展させていくことも重要である。このためには、環境・エネルギー技術の開発・普及、ライフスタイルの変革、適切なインセンティブの設定も含む社会経済システムの見直しの三つの取組を通じて、人々の創意工夫や社会の活力を最大限に引き出していくことが必要である。

### 持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

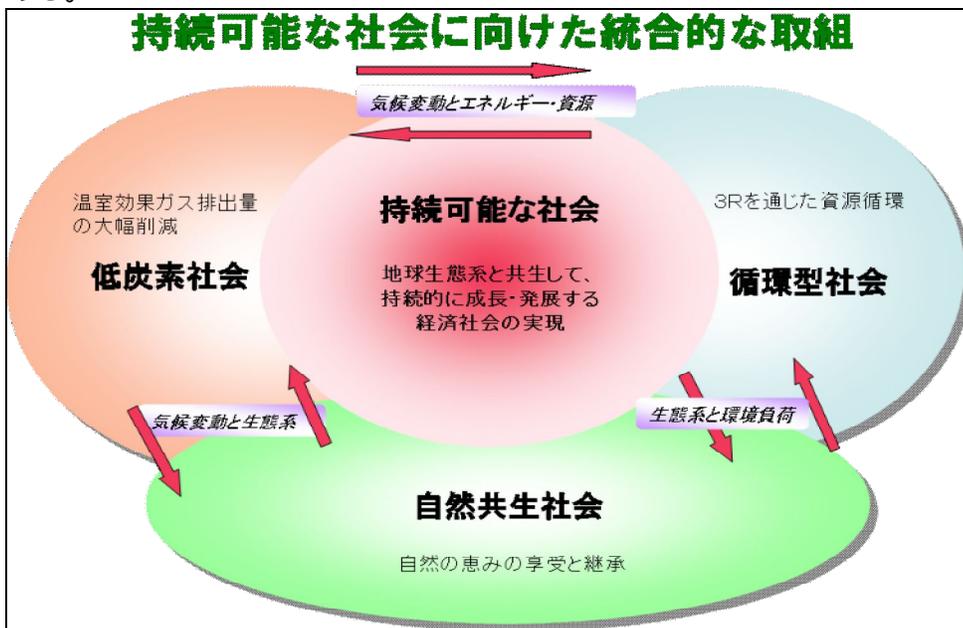
持続可能な社会は、前述の三つの危機それぞれの文脈において、「低炭素社会」、「循環型社会」又は「自然共生社会」として追求されている。すなわち、地球温暖化問題への対応と化石エネルギー資源制約からの脱却という点に着目すれば、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会 (Low Carbon Society)」に向けた取組が必要である。

また、資源の採取や廃棄に伴う環境負荷に着目すれば、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」を目指した取組が必要である。

さらに、人類の生存基盤である生態系を守るという観点からは、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然

の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築が必要である。

目指すべき持続可能な社会は、このような側面を有するものであり、現在、それぞれの実現に向けた取組がともすれば縦割りで行われる傾向にあるが、目指すべき社会が複数存在するわけではない。例えば、地球温暖化による生物多様性への影響や3Rを通じた地球温暖化対策への貢献など、それぞれの側面の相互関係を踏まえ、私たち人間も地球という大きな生態系の一部であり、地球によって生かされているという認識の下に、統合的な取組を展開していくことが不可欠である。自然との共生を図りながら、人間社会における炭素も含めた物質循環を自然、そして地球の大きな循環に沿う形で健全なものとし、持続的に成長・発展する社会の実現を図るべきである。



### すべての関係者の参加と協働による持続可能な社会づくり

持続可能な社会の構築は、我が国のみならず世界共通の課題であり、国際社会の場で取り上げられるようになってから既に相当の年数が経過している。例えば、「環境と開発に関する世界委員会」(WCED)がその報告書「我ら共有の未来」において「持続可能な開発」の概念を定義し、世界に向かって提唱したのは1987年であり、その時点から数えれば今年で既に20年目の節目を迎えることになる。

今日では、持続可能な社会の実現の必要性に対する認識が国内外に幅広く浸透し、その実現に向けた様々な取組が、我が国を含む世界各国・各地域でより積極的に講じられるようになってきている。しかしながら、こうした取組にも関わらず、依然として地球規模で環境問題が進展しており、これまでの取組が十分な成果を上げていたとは言い難い。地球温暖化などの問題の深刻さにかんがみれば、危機意識を持って、これまでの取組をさらに推し進めることが必要となっている。

人類の活動が質量ともに拡大し、環境問題が一層複雑化・多様化している中、持続可能な社会の実現は決して容易ではないが、健全で恵み豊かな環境を将来世代へと継承していくためには、国内外の幅広い関係者の参加と協働の下、環境保全を願う気持ちを一つに束ねて、一人一人の取組の輪を広げ、力強く後押ししていくことが今求められているといえよう。

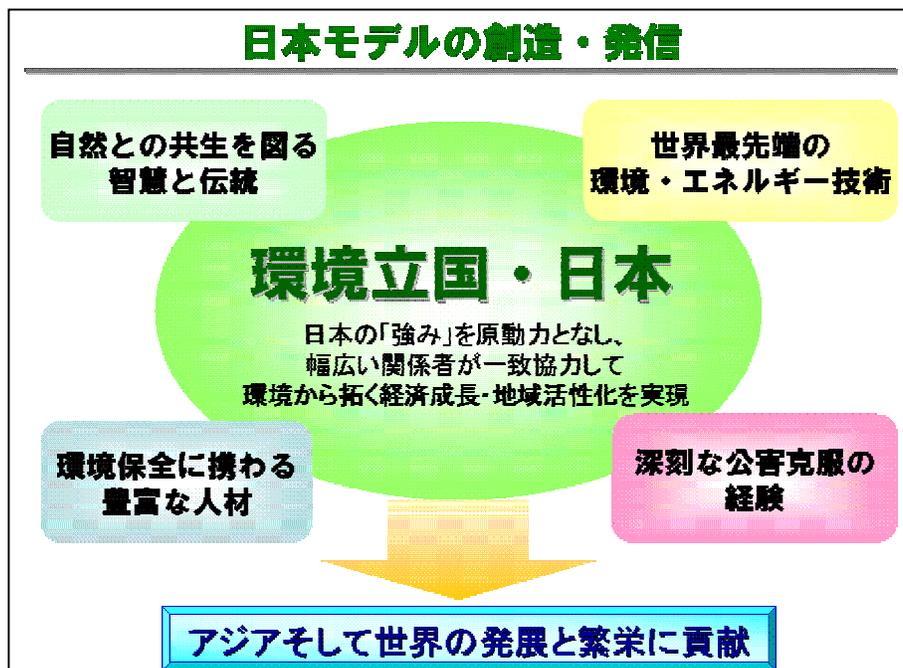
## 2. 「環境立国・日本」の創造・発信

### (1) 持続可能な社会の「日本モデル」の構築

前述したような持続可能な社会の実現に向けた様々な挑戦が世界各国・各地域で進められているが、いずれの国・地域においても、未だ試行錯誤の段階にある。

こうした中で、我が国は、天然資源に乏しく、限られた国土に人口や産業活動が集中する一方、自然との共生を図る智慧と伝統、社会経済の発展をもたらしてきた環境・エネルギー技術、深刻な公害克服の経験、意欲と能力溢れる豊富な人材など様々な強みを有しており、いわば「ミニ地球」となる持続可能な社会の生きたモデルを創造する上で絶好の条件が整っている。また、官民協調による取組が着実な経済成長に寄与していたことにみられるように、幅広い関係者の参加と協働の下、一致協力して目標達成を目指す文化や価値観も、我が国の強みの一つである。

こうした我が国の強みを最大限発揮するためには、世界の国々と連携・協働を図りつつ、技術の開発・普及、社会経済システムの見直しなど戦略性を持って施策を展開していくべきである。こうした取組を通じて、我が国の自然共生の智慧と伝統を現代に活かすとともに、世界に誇る環境・エネルギー技術、深刻な公害克服の経験と智慧、意欲と能力溢れる豊富な人材を、環境から拓く経済成長や地域活性化の原動力となし、幅広い関係者が一致協力して、世界の発展と繁栄に貢献する品格ある「環境立国」を「日本モデル」として創造し、アジア、そして世界へと発信する。



## (2) 「環境立国・日本」に向けた施策の展開方向

### 自然との共生を図る智慧と伝統を現代に活かした美しい国づくり

古来より私たち日本人は、生きとし生けるものが一体となった自然観を有しており、自然を尊重し、共生することを常としてきた。我が国には、例えば里地里山に代表されるように、自然を単に利用するだけではなく、協働して守り育てていく智慧と伝統がある。

こうした伝統的な自然観は現代においては薄れつつあるが、自然に対する謙虚な気持ちを持って、協働して自然を守り育てていくという智慧と伝統は、持続可能な社会を目指す上で、我が国のみならずアジアを始めとする世界に発信できる積極的な意義を持つ。我が国の環境・エネルギー技術などの強みに加えて、自然との共生を図る智慧と伝統を現代に再び活かすことにより、自然の恵み豊かな美しい国づくりを目指す。

### 車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化

環境問題への対応は、我が国や世界が経済成長と社会発展を持続させていく上で不可欠なものである。省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図るとともに、新たなビジネスモデルの創出などにより、環境問題への対応を新しい経済成長のエンジンとする。これにより、内外の環境問題の解決に寄与するとともに、経済の活性化や国際競争力の強化を進め、環境と経済の両立を図ることが重要である。

また、環境保全に関する意欲と能力溢れる豊富な人材を活かし、各地域の環境保全活動の輪を全国津々浦々に広げ、力強く後押しすることにより、地域が持つ本来の力が十分に発揮された元気な地域社会の実現を目指す。

こうした取組により、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上を図り、企業の事業活動や一人一人の暮らしや地域活動などの様々な社会経済活動における環境への対応を通じて、新たなビジネスチャンスや社会の活力を生み出し、環境保全とともに経済成長と地域活性化の実現を図る。

### アジア、そして世界とともに発展する日本

世界の環境問題と我が国の環境問題や社会経済とは相互に密接に関わっている。特に、地理的にも経済的にも我が国と密接な関係を有するアジア地域においては、急速な経済成長を背景に、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の不適正処理などの深刻な環境汚染が懸念されるとともに、二酸化炭素排出量の急増など地球環境にも大きな影響を及ぼしつつある。

このため、「グローバル・コモンズ」すなわち「人類の共有の財産としての地球」の考え方に立って、持続可能な社会に向けた我が国の取組が、我が国のみならず、アジア、そして世界の持続可能な発展と繁栄のエンジンとなるよう、アジアを始めとする世界の国々と手を携えて取組を進める。特に、途上国の公害対策等と温暖化対策との相乗的・一体的な対策（コ・ベネフィット対策）を推進する。また、「環境と開発に関するリオ宣言」の第一原則に謳われているように世界の人々が自然と調和しつつ健康で生産的な生活を享受できるよう、特に開発途上国における環境と貧困の悪循環の解消を目指して、我が国の環境・エネルギー技術や深刻な公害克服の経験・智慧を活かした国際協力を展開する。

### 3. 今後 1、2 年で重点的に着手すべき八つの戦略

地球温暖化を始めとする環境問題の深刻さにかんがみれば、迅速かつ着実に取組を進めることが必要であり、特に今後 1、2 年で着手すべき地球温暖化対策等の重点的な環境政策の方向性を八つの戦略として以下の通り示す。

戦略 1 から戦略 3 までにおいては、地球温暖化の危機、資源の浪費による危機、生態系の危機のそれぞれに対応した分野別の戦略を提示している。また、戦略 4 から戦略 8 までにおいては、「環境立国・日本」を実現する上で重点を置くべき横断的な戦略を提示している。

これら八つの戦略を個別に実施するだけでなく、前述の三つの方向に沿って一体的に展開することによって、「環境立国・日本」を創造し、発信する。

#### 戦略 1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ

「世界全体の排出量を現状に比して 2050 年までに半減する」という長期目標及びその実現に向けての「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期ビジョン、2013 年以降の国際枠組み構築に向けた「3 原則」、京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開からなる新提案を行い、新たな国際的な枠組みづくりに貢献するとともに、京都議定書の目標達成のための国内対策の充実を図る。

##### 世界が取り組むべき方向

(気候変動に関する問題意識)

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の報告では、地球温暖化は疑う余地がなく、地球温暖化が進行すると、大洪水や干ばつなどの異常気象の頻度が高まり、また、感染症による健康被害が増加することが懸念されており、さらに、水資源の枯渇により食糧生産が危機的状況に陥るおそれがある。今こそ、我々は、気候変動がもたらす影響について健全な危機意識を共有し、我々の意識変革とそれに基づいて行動しなければならない時を迎えている。

(問題克服に向けた課題)

人類が目指すべきは、気候変動枠組条約にあるとおり、究極的には、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることである。京都議定書は、人類が温室効果ガス削減という、具体的な温暖化対策に向けた第一歩である。ただし、そこには限界もあり、京都議定書を超えて世界全体が参加する排出削減のための新たな枠組みを作ることが必要である。

技術の開発や社会生活の改革に、人類の叡智を結集することにより、排出削減を進めながら経済成長を維持することが可能である。特に優れた技術を有する我が国は、この両立に大いに貢献することができる。また、地球温暖化対策は、世界全体で取り組むべき問題である。先進国と途上国がともに取り組む仕組みを新たに導入することが不可欠である。途上国の中にも大量に温室効果ガスを排出する国があり、

それらの国の参加が必要である。各国の責任と能力に応じて取り組むことのできる仕組みとすることで、バランスのとれた枠組みを構築することは可能である。また、先進国から途上国への技術移転の促進により、対応する能力のギャップを埋めていくことも必要である。

我が国は、深刻な公害や二度にわたる石油危機に直面し、短期的には環境規制や省エネ対策という負担を余儀なくされた。しかし、今ではこれらも賢い長期的投資だったと評価されている。こうした環境・エネルギーの厳しい制約に対し、官民が一体となって取り組んだ結果、過去 30 年でエネルギー効率が 37%改善し、また、GDP が 2 倍となる中で、石油消費量は 8%減少した。さらに、燃費に優れた自動車や省エネ型の電気機器を開発することにより、高い国際競争力を実現した。その鍵は、優れた技術と、環境と調和した社会の仕組みや伝統、そして、国民の意志であった。

(我が国からの新提案の発信)

本年 1 月の東アジアサミットにおけるエネルギー安全保障に関する「セブ宣言」の採択、4 月の安倍内閣総理大臣と中国・温家宝首相との会談、米国・ブッシュ大統領との会談において、気候変動問題の解決に向けた協力を強化することで一致をしたところである。

こうした経緯を踏まえ、我が国から、三つの柱からなる戦略を「美しい星 50」という名のパッケージとして提案し、世界規模の取組として G8 サミットをはじめとする様々な場において訴え世界全体の取組に発展させていく。

## 美しい星 50

### 提案 1：世界全体の温室効果ガス排出量削減のための「長期戦略」の提唱

(世界全体の排出量を現状に比して 2050 年までに半減)

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという「気候変動枠組条約」の究極目的の達成のためには、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルに抑え込む必要がある。このため、「世界全体の排出量を現状に比して 2050 年までに半減する」という長期目標を、全世界に共通する目標とすることを提案する。現状の世界の排出量は、自然界の吸収量の 2 倍を超えており、大気中の濃度が高まる一方であることを考えれば、まず、この目標を国際的に共有すべきである。

しかしながら、現在の技術の延長線上では、この目標は達成困難である。したがって、その実現に向けて、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期のビジョンを提示する。

(革新的技術の開発)

「革新的技術の開発」は、経済成長と温室効果ガスの排出削減の双方を同時に達成できる技術を国際協力により開発するものである。具体的には、二酸化炭素排出量ゼロの石炭火力発電、安全で平和的な原子力の利用を拡大するための信頼性と安全性を前提とした先進的な原子力発電、高効率かつ低コストな太陽光発電や燃料電池、次世代自動車の普及、コークスを減らし水素を用いる製鉄プロセス等に関する

技術開発を推進する。

(低炭素社会づくり)

「低炭素社会づくり」は、生活の豊かさの実感と、二酸化炭素排出削減が同時に達成できる社会の実現を目指すものであり、社会の隅々まで環境に対する配慮と技術が浸透し、従来からの技術や新しい革新的技術の普及により、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会である。具体的には、森林などの自然と共生した生活、公共交通の活用など効率的な移動システム、コンパクトなまちづくりなど、生活様式や社会システムの変革にまで踏み込んだ改革を打ち出す。

(日本モデルとして世界に向けて発信)

「2050年半減」の長期目標とその実現手段について国際的な合意が得られるよう各国に働きかけ、我が国の優れた技術力と伝統的な社会の仕組みなどを活用して貢献する。

特に、日本には、昔から「もったいない」の心があり、徹底したリサイクルが行われ、緑も豊かな江戸時代のまちづくりに代表される良き伝統があり、また優れた智慧と技術がある。日本のGDP当たりの二酸化炭素排出量は世界の主要国の中で最も少なく、また、公共交通機関を使う割合は47%と先進国の中で抜きん出ている。こうした伝統と優れた技術を活かし、環境と調和した美しい社会づくりを、「日本モデル」として世界に向けて発信する。

このため、低炭素社会の具体的なビジョンと実現への道筋を、2008年のG8北海道洞爺湖サミットに向けて明らかにする。

提案2：中期戦略とその実現

(2013年以降の温暖化対策の国際的な枠組みの構築に向けた「3原則」の提案)

2013年以降の温暖化対策の具体的な枠組みを設計するための「3原則」を、世界に向けて提案する。

原則1：主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながる

「2050年半減」という世界の目標の実現に向けて、2013年以降の温暖化対策の枠組みを、現行の京都議定書よりも大きく前進するものにしなければならない。

そのため、温暖化対策に地球全体で取り組むよう、世界最大の二酸化炭素排出国である米国、第二位の中国、第五位のインドなど、主要排出国が全て参加する枠組みを構築しなければならない。

原則2：各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること

全ての国には、「共通だが差異ある責任と各国の能力」の原則の下、排出削減に取り組む義務がある。先進国と途上国の取組が同じである必要はなく、また、途上国の間でも新興国とその他の国との間では、能力も事情

も異なることから、各国が最大限の取組を行うことを可能とするよう、柔軟かつ多様性のある枠組みとすべきである。

### 原則 3：省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること

世界全体で取り組むためには、各国の経済発展と両立できることが必要である。経済発展を犠牲にすることを求める枠組みでは、多くの国の参加は望めない。

両立の鍵は、省エネ等の技術開発とその普及にある。我が国は、ハイブリッド自動車、太陽電池などに代表される優れた先進技術を有している。社会の要請があれば、研究開発は進むものである。こうした先進技術の進歩と、その活用を促進するような枠組みを作ることにより、全世界の参加が可能となる。

#### (資金メカニズム)

これらの原則を実現していくため、我が国は、これ以上の地球温暖化には「ノー」と言い、温室効果ガスの排出の抑制と経済成長を両立させようとする志の高い途上国を広く支援する。温室効果ガスの排出削減や森林保全、海面上昇や干ばつなどの温暖化の影響を受けやすい地域の対策、クリーンなエネルギーの利用促進など、我が国の技術と経験を活かした支援を、途上国の事情にきめ細かく配慮しながら行う。

ただし、こうした支援は、我が国の提案に応じて、自国の政策を積極的に変えていく途上国に対して行い、日本から政策と協力を提案・発信する新しい形とする。我が国は、他国の排出の結果、国土の水没、砂漠化等の危機に晒されている途上国、特に最貧国に配慮する。

このような支援のための新しい「資金メカニズム」を構築していく。我が国としては、単に従来行っている途上国支援の資金を振り向けるのではなく、ある程度の長期で相当規模の新たな資金メカニズムの構築を検討し、他の先進国や世界銀行、国際連合などの国際機関にも同調を呼びかけ、国際的に協調して行う。

#### (エネルギーの取組)

気候変動問題と密接不可分なエネルギー対策面からのアプローチとして、省エネ目標などの策定に関する「セブ宣言」を発展させ、エネルギー効率の向上に関する国際的取組を世界に拡大する。さらに、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的な取組や、途上国への原子力導入のための基盤整備を始めとする支援を積極的に推進する。

#### (その他の手法の検討)

これらのほか、中期戦略を実現するため、例えば、途上国の公害対策と温暖化対策との一体的取組のための協力方策や、排出量取引、経済的インセンティブなど、様々な手法の議論が行われており、これらの手法について、我が国や諸外国の経験などを踏まえ、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

### 提案3：我が国の京都議定書目標を確実に達成するための国民運動を始めとする取組

(新たな対策を含めた京都議定書目標達成計画の見直し)

京都議定書の定める6%削減目標の達成を確実にするため、日本が他国のモデルとなるよう、総力を挙げて国民全体で取り組むことが不可欠である。特に、排出量の伸びが著しいオフィスや家庭を中心に、新たな対策を追加し、本年度中に京都議定書目標達成計画を見直す。

(参考)

見直しに当たっては、以下に掲げるような対策をはじめとして、各部門、ガス種において、過去の進捗が見込みと較べ十分とは言えない対策の加速化を図るため、また、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施することにより、6%削減目標の達成に確実に期す。

- 業務部門・家庭部門における住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上やエネルギー管理の促進、省エネルギー機器の一層の普及促進に向けた施策の強化
- 燃費性能の優れた自動車の一層の開発・普及に向けた施策、交通流対策などの運輸部門の排出削減対策の強化
- 自主行動計画について、サービス業を中心とした未策定業種に対する策定の働きかけ・目標の定量化の促進や目標引き上げの促進など同計画の深掘や対象範囲の拡大等、目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上、二酸化炭素排出量の削減を一層意識した取組の推進
- 中小企業等における排出削減対策の強化
- 原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減
- 新エネルギー（バイオマス熱利用・太陽光発電等）の導入の加速化に向けた施策の強化
- ノンフロン製品の普及促進や法律に基づく回収の着実な実施など、オゾン層破壊物質からの代替が進むことにより今後増加が予想されている代替フロンの排出抑制に向けた施策の強化
- ビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた事業者や国民の具体的な行動を促進する国民運動の強化 など

(政府の率先実行と「国民運動」の更なる展開)

政府は、すべての公用車を低公害車にするなど温室効果ガスの削減に率先して取り組んできており、既に大きな成果を挙げている。自治体や主要業務部門に計画の公表を要請し、行動の加速化を促す。

また、業務部門や家庭部門を中心として温室効果ガスの削減のための「国民運動」を展開し、制度的な対応も含めて取組を強化する。「1人1日1kg」の温室効果ガスの削減をモットーとして、ライフスタイルの見直しや、家庭や職場で努力や工夫を呼びかける。具体的には、クールビズの定着による温度管理の徹底、ゴミの減量による廃プラスチックの削減、白熱電球の蛍光灯への交換、省エネルギーのアドバンス事業（ESCO事業）、サマータイムの導入の検討などを推進する。

さらに、国民運動の展開について、新しい提案を公募し、効果が検証されれば、積極的に採用する。

## 地球温暖化に関するモニタリング・予測及び適応策の検討等

地球温暖化の科学的な知見の不確実性を低減するため、また、温暖化の影響評価及び適応策を検討するためにも、途上国の能力向上の支援をしつつ、全球地球観測システム（GEOSS）をはじめとする国際的なネットワークにより、地球観測衛星等による環境モニタリングや最先端のシミュレーション技術を利用した将来予測、情報の共有を長期にわたり着実に実施する。

また、我が国においても地球温暖化による影響が顕在化しつつあることから、影響のモニタリング、評価とそれに基づく適応策の検討を行う。

さらに、森林吸収目標（1,300万炭素トン）の達成に向けた対策を着実に推進する。

## 戦略2 生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承

自然共生の智慧の再興と発展による自然共生社会づくりを世界に提案するとともに、我が国の生物多様性の総合評価等を行い、将来像を国民に提示し、自然の恵み豊かな美しい国を将来世代に引き継ぐ。

### 自然共生の智慧の再興・発展

（世界に向けた自然共生社会づくり - SATOYAMA イニシアティブ - の提案）

我が国の自然観や社会・行政のシステムなど自然共生の智慧と伝統を活かしつつ、現代の智慧や技術を統合した自然共生社会づくりを、里地里山を例に世界に発信する。

さらに、社会経済活動において生産性を重視するあまり、生物多様性の喪失が進んでいる地域も世界には見られることから、世界各地にも存在する自然共生の智慧と伝統を現代社会において再興し、さらに発展させて活用することを「SATOYAMA イニシアティブ」と名付けて世界に提案し、世界各地の自然条件と社会条件に適した自然共生社会を実現する。

（美しい日本の自然キャンペーンの展開）

2008年のG8北海道洞爺湖サミットを機に、「美しい日本の自然キャンペーン」を展開する。特に、美しい自然を将来に継承しつつ地域社会と共存する日本型国立公園のシステムや多様な形で保全と利用が調和した美しい森林をアジア各国に発信し、地域の状況に応じた活用を支援する。

### 次期世界目標の設定に向けたリーダーシップの発揮

( 条約締約国会議の招致と次期世界目標の設定 )

2010年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の日本招致を契機とし、先駆的な取組を地球的な視野のもとに行うとともに、COP10で採択される次期世界目標の設定に向けた議論をリードする。

( 世界に先駆けた国別生物多様性総合評価と生態系総合監視の実施 )

生物多様性総合評価(GB0:Global Biodiversity Outlook)を社会経済的側面も踏まえた上で、世界に先駆けて国レベルで実施し、G8各国にも実施を呼びかけるとともに、アジア地域を技術的に支援する。さらに我が国の生物多様性の保全状況を監視するため、温暖化の影響も含めた生態系総合監視システムを構築するとともに、科学的な予測手法との組合せにより予防的な保全対策の充実を目指す。

( 国境を超えた生物多様性保全のネットワーク構築 )

アジア太平洋地域を中心に、サンゴ礁保全や渡り鳥保全などの分野でリーダーシップを発揮するとともに、二国間及び多国間のネットワークを構築する。また、生物多様性に係る情報システム構築を進めるとともに、絶滅危惧生物の細胞及び遺伝子情報を収集・保存する「環境試料タイムカプセル化事業」の展開に向けた各国の協力体制を構築する。

( 「いきものにぎわいプロジェクト」の展開 )

COP10開催を契機に生物多様性の重要性について国民の理解を得るための取組を展開するとともに、市民参加型調査の実施、都道府県レベルでの生物多様性保全戦略の策定などによる「いきものにぎわいプロジェクト」を展開し、国と地方公共団体、そして民間との連携による取組を強力に進める。

## 百年先を見通した我が国の生物多様性の保全

( 我が国の生物多様性のランドデザインの提示 )

生物多様性保全に携わる多様なセクターが共通のビジョンの下で取組を進められるよう、第3次生物多様性国家戦略において、100年先の生物多様性の将来像を「ランドデザイン」として提示し、自然と共生する国づくりを進める。

( 優れた自然環境をつなぐ生態系ネットワーク構想の推進 )

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を有機的につなぐ生態系ネットワーク構想を推進する。具体的には、屋台骨としての国立・国定公園の総点検(制度や区域の見直し等)、保護林や緑の回廊の設定、広葉樹林化等多様な森林づくり、多自然川づくり等の取組を進め、流域圏を基軸として森林、農地、河川、海洋等を連続した空間として積極的に保全・再生する。また、トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ等の野生復帰や外来生物対策の実施など、多様な野生生物を育む空間づくりを進める。

( 未来に引き継ぐ里地里山 )

国土の約 4 割を占める里地里山地域のうち、未来に引き継ぎたい重要な里地里山について検討を進めるとともに、里地里山保全リーディングプロジェクトの推進を図る。環境教育の場やバイオマスの利用など新たな利活用方策を検討し、都市住民や企業など多様な主体がコモンズ( 共有の資源 )として管理し、持続的に利用する枠組みを構築する。

( 農林水産業における生物多様性保全の総合戦略の策定 )

農林水産分野における生物多様性保全に向けた取組を推進するための総合戦略を策定し、農林水産業の活性化を通じて、国土の生物多様性保全を図る。

### 戦略 3 3R を通じた持続可能な資源循環

---

我が国の 3R の制度・技術・経験を国際的に展開しつつ、更なる高度化に取り組むとともに、地球温暖化対策への貢献、G8 での 3R イニシアティブの推進を図る。

#### アジアでの循環型社会の構築に向けた取組

( 日本の 3R の制度・技術・経験の国際展開 )

我が国の 3R ( Reduce、Reuse、Recycle )・廃棄物管理の先進的な制度、優れた技術・システム、各主体の取組と連携の経験を、アジアを始めとする世界各国の国別 3R 推進計画の策定支援やエコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力などを通じて、各国に適した形で展開する。こうした取組により、日本をアジアにおける 3R の推進拠点とする。

( 3R の国際的な情報拠点と共通ルールの構築 )

国際機関等と連携して 3R の情報拠点をアジア工科大学( バンコク )に構築する。また、ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮に係る国際基準・規格の策定や循環資源の品質に係る基準・規格のアジア域内での普及を推進する。

( 東アジア全体での資源循環の実現 )

持続可能な資源循環に関する日本の貢献を、東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方や目標を定めた「東アジア循環型社会ビジョン」の策定につなげ、東アジア全体で適正かつ円滑な資源循環の実現を目指す。

また、途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める。

#### 3R の技術とシステムの高度化

( 製品のライフサイクル全体での天然資源等投入量・環境負荷の最小化 )

3R 関連法制度等の充実や技術開発の支援を通じて、製品のライフサイクル全体での天然資源等投入量の最小化や再生資源の高付加価値製品への利用を促進し、資源生産性の更なる向上と環境負荷の低減を図る。また、企業の先進的な取組を促す環境管理会計（マテリアルフローコスト）手法や LCA（ライフサイクルアセスメント）手法の導入普及を図る。

（地域循環圏を基盤に物質の種類に対応した循環の促進）

廃棄物の適正処理と不法投棄対策を前提に、複数市町村にまたがるバイオマス重視の「地域循環圏」を形成し、地域での循環が困難な物質について広域的な資源循環、そして有害廃棄物等の不法輸出入防止を図った上で、国際的な資源循環を促進する。また、これらに関連する技術の開発・導入や、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の整備等を通じた静脈物流システムの検討などを推進する。

（「もったいない」の気持ちを活かす社会経済システムの構築）

「もったいない」の気持ちを活かす社会経済システムとして、容器包装廃棄物等の 3R 促進のための関係者の連携強化、消費者への適切でわかりやすい情報の提供、ごみ処理の有料化など経済的インセンティブを活用した廃棄物排出量の削減等を行う。

### 3R を通じた地球温暖化対策への貢献

（廃棄物からのエネルギー回収の徹底）

3R を推進しながら廃棄物発電の導入等を促進し、温室効果ガスの削減に貢献する。また、廃棄物発電のネットワーク化による安定した電力の供給や、焼却施設から発生する中低温熱の業務施設等での利用を進める。さらに、LCA の観点を強化することで、より効率的・効果的な 3R を推進する。

（廃棄物系バイオマスの活用）

カーボンニュートラルな循環資源として廃棄物系バイオマスの有効活用、例えば、廃木材等からのエタノール生産やメタン回収を高効率に行うバイオガス化の推進、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、汚泥等の固形燃料化などを推進する。

### 日本提唱の 3R イニシアティブの G8 での推進

（G8 が先導する資源生産性の向上への貢献）

2008 年の G8 北海道洞爺湖サミットに向け、G8 各国が資源生産性の目標を設定し定期的にレビューするなど、G8 の枠組みにおける 3R の推進方策を提案する。また、天然資源の利用による環境への影響の科学的評価などを目的に国連環境計画（UNEP）が設立する「天然資源の持続可能な利用に関するパネル」や、3R 推進に関する共通のルールとなりうる OECD の物質フローと資源生産性に関する作業等を支援する。

(循環基本計画の見直しと 3R の国際的推進)

「循環型社会形成推進基本計画」の見直しを今年度中に行うとともに、同計画に示された取組を世界に発信し、我が国が G8 の先頭に立って 3R の推進に取り組む。また、3R イニシアティブのさらなる展開を図り、アジアや世界で 3R を推進するための国際協力を充実する。

#### 戦略4 公害克服の経験と智慧を活かした国際協力

我が国の深刻な公害克服の経験と智慧、環境・エネルギー技術を活かし、環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブや中国等との水環境パートナーシップなどの国際環境協力を展開する。

##### アジアや世界への環境技術の展開

(「環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブ」の展開)

我が国の公害克服の経験と智慧を活かした「環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブ」を提唱し、アジア地域を中心とした国際環境協力のさらなる展開を図る。

途上国における環境対策を進展させるため、ODA 等を活用することにより、途上国自体が環境問題を発見し、対策を行うため、その能力の向上や具体的な対策の実施について引き続き支援する。

このため、我が国の有する環境保全技術と団塊の世代の技術者の経験を活かしつつ、環境政策の基盤となる環境モニタリング・環境研究、ばい煙や汚水の処理技術、廃棄物処理等の環境インフラ整備、我が国の公害防止管理者制度を参考とした環境管理制度の構築、公害防止技術等の対策技術や環境的に持続可能な交通 (EST) 等の環境管理手法の普及・導入に向けた国際協力を進める。併せて、途上国の公害対策等と温暖化対策との相乗的・一体的な対策(コ・ベネフィット対策)を推進する。また、アジア地域を中心とした交通分野などにおける大気汚染及び温室効果ガスの削減を推進するため、国際連携を強化する。

また、国連、世界銀行やアジア開発銀行等の援助機関や民間機関とも連携してアジアを中心に環境国際協力を展開する。

また、我が国を含む東アジア地域では、酸性雨や黄砂、大気汚染、海洋汚染等の現象が国境を越えて広がっている。このため、日中韓等の環境協力の枠組みも活用しつつ、環境分野の人材育成を推進するとともに、酸性雨など東アジア共同のモニタリング等を通じた日本の環境技術・基準のアジアへの普及を図る。さらに、環境政策の基盤となるモニタリング情報、環境変化の予測や対策技術などの情報を共有化する環境情報ネットワークの確立、地球観測衛星等による衛星観測監視システムの構築等を図る。

(人間の安全保障の観点も入れた国際環境協力の推進)

人間の安全保障の観点から、アフリカや大洋州島嶼国を含めた開発途上国の環境

と貧困の悪循環の解消を目指し、ODA の戦略的拡充により環境を重視した国際協力を進めると同時に、ODA 以外の経済協力も推進する。また、G8 等の国際的取組と連携しつつ、違法伐採対策等を含む持続可能な森林経営の取組を推進するとともに、水俣病などの激甚な公害を経験した国として、アジアや世界の環境と健康対策に対し主導的な取組を展開する。また、持続可能な開発に向けて 2008 年に日本で開催される G8 北海道洞爺湖サミットや TICAD（第 4 回アフリカ開発会議）等の場で途上国支援を含む日本のイニシアティブを発揮する。

さらに、日本を中心とした先進各国・地域の協働により、環境問題の解決に向けた国際的かつ先進的な共同研究を支援する枠組みを推進する。

## 世界の水問題の解決に向けた国際的取組

（中国等との水環境パートナーシップの展開）

2007 年 4 月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明において、河川、湖沼、海洋及び地下水に係る水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受け、中国における水質汚濁の現状及び水環境管理の実態についての現地調査の実施や我が国の優れた排水処理技術等の普及促進方策の検討など、中国との水環境パートナーシップを展開する。

また、アジア・太平洋水サミットの開催などを通じて、日本の経験や技術・ノウハウを発信し、各国におけるモニタリング体制の強化や水環境管理能力の向上に向けた協力を展開する。アジア地域の水環境に関する最先端の科学的知見を活用し、洪水・渇水予測などによる効果的な水資源管理を支援する。

（国際衛生年を契機とした水と衛生問題への国際協力）

日本が共同提案し国連総会で採択された「国際衛生年（2008 年）」を契機とした水と衛生問題への貢献を目指す。このため、我が国の知見や経験を活かした水と衛生分野における効果的な支援を実施し、「国連ミレニアム開発目標（MDGs）」に掲げられている「2015 年までに安全な飲料水にアクセスできない人口及び基本的な衛生施設へアクセスできない人口を半減する」という目標達成に向けた国際協力を展開する。

日本発の優れた技術である合併処理浄化槽について、各国の実情を踏まえた普及方策の検討など、生活排水対策においても貢献する。また、高度な処理水を得られ、水不足の解消や公衆衛生の向上にも貢献する日本の膜処理技術、漏水率が低く効率的といった特徴をもつ日本の水道の技術、技能、ノウハウ等を、各国の事情を踏まえながら国際的に展開する。

## 戦略 5 環境・エネルギー技術の中核とした経済成長

省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図るとともに、新たな環境ビジネスを創出することなどにより、環境問題への対応を経済成長の新しいエンジンとする。

## 環境技術・環境ビジネスの展開

### (環境技術の戦略的な開発・普及と「エコイノベーション」の推進)

最新の環境研究・技術開発への研究資源の重点的な配分、環境研究・技術開発における産学官連携及び国際連携の強化、我が国の環境技術の国際標準化や海外に向けた戦略的広報の実施、実用段階にある技術の普及の推進等を図る。

また、環境重視・人間重視の技術革新・社会革新を図る「エコイノベーション」というコンセプトの下、我が国の強みである「ものづくり」と「環境・省エネ」の技術力を梃子に、持続可能な生産システムへの転換、ゼロエミッション型社会インフラ整備、環境価値を重視した持続可能な生活の実現に向けた技術革新と社会システム改革を一体的に推進し、その成果を OECD 等を通じて世界に発信する。

### (事業活動に伴う環境負荷の見える化等を通じた環境ビジネスの支援)

事業活動に伴う環境負荷の評価手法の確立等により環境関連のベンチャービジネスやコミュニティ・ビジネスへの投融資を促すほか、製品ではなくサービスを活用する循環利用型製造業（サービサイジング産業）の創出、LCA（ライフサイクルアセスメント）等を活用した製品等の環境負荷の「見える化」等を推進する。

### (国際潮流を踏まえた化学物質環境リスク対策の充実)

安全・安心な製品を国内外へ供給し、国際競争力も確保するとの観点から、近年の国際潮流を踏まえて我が国の化学物質管理制度を見直すとともに、東アジアにおける制度調和に向けた取組を推進する。

また、小児等の脆弱性への考慮も含め、安全性情報の収集・把握及びモニタリングの強化により隙間のない化学物質リスク監視体制を構築するとともに、農薬については、水域のみならず陸域の生態系へのリスク評価・管理も含めた対策を推進する。

## エネルギー効率の一層の改善

### (世界最高水準にある我が国の優れた省エネ技術等の普及、更なる技術開発)

超燃焼システム技術、時空を超えたエネルギー利用技術等の省エネルギー技術の開発を推進する。また、新たな省エネ技術に対するトップランナー基準の整備と重点的な初期需要の創出、省エネ型の住宅・建築物の普及促進、複数事業者間による連携や、中小企業における対策を含めた産業部門・民生部門対策を推進する。また、交通流の円滑化対策を進めるとともに、自動車に加え、船舶や、次世代環境航空機の開発・普及などによる航空機からの CO<sub>2</sub> 排出抑制対策、海運や鉄道などへのモーダルシフト等物流分野のエネルギー効率の改善を進め、運輸部門における省エネ対策を推進する。こうした取組により 2030 年までに更に少なくとも 30% 以上のエネルギー消費効率を改善する。

## バイオマス等の再生可能エネルギー利用の推進

(低炭素社会づくりに向けた再生可能エネルギーの飛躍的な普及)

低炭素社会を生み出すため、国、地方公共団体、関係業界が連携し、戦略的に、太陽光、風力、バイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーについて、生態系、経済性等にも配慮しつつその利用の飛躍的な普及を図る。また、太陽熱や風を直接利用する住宅・建築物の普及など再生可能エネルギーの活用も進める。このため、既存の優れた技術の広報、更に優れた新たな技術開発、民間投資の促進などを図る。

(燃料用バイオエタノール等の生産・利用の拡大)

燃料用バイオエタノールについては、大規模実証実験を通じて E3 や ETBE 混合ガソリンの普及拡大を図るとともに、更に E10 といった高濃度エタノールの活用を検討する。廃木材等からのエタノール生産、稲わらや間伐材等のセルロース系原料等を利用する技術開発等を進め、国産バイオ燃料の大幅な生産の拡大を図るとともに、海外から輸入するに当たっては、森林破壊や食料との競合による影響等へ配慮する。

### 安全の確保等を大前提とした原子力の利用

発電過程で二酸化炭素を排出しないというクリーンなエネルギー源である原子力発電を、安全の確保や核不拡散を大前提に、核燃料サイクルを含めて着実に推進するため、原子力発電の新・増設の投資環境整備、科学的合理的規制による既設原子力発電所の適切な活用、高速増殖炉（FBR）サイクル技術や核融合技術などの技術開発・人材育成等を実施していく。その際、法令遵守の徹底や積極的な情報公開により、原子力に対する国民の理解を得ることが重要である。

## 戦略6 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり

郷、都市、水辺、森林といったそれぞれの地域の特性や相互のつながりを踏まえ、自然の恵みを活かしながら、幅広い関係者の参加と協働により活力溢れる美しい地域づくりを進める。

### 人と自然が元気な郷づくり

(環境保全型農業の推進などによる農林水産業の活性化)

環境に配慮し、多面的機能を発揮する農林水産業は、消費者ニーズにも対応した安全な農産物の生産に資するものであり、人間にとっても他の生物にとっても豊かで住みやすい環境を提供する。このため、過疎化が進みつつある農山村において、有機農業を始めとする環境保全型農業を推進し、自然の恵みを活かした農林水産業の活性化の取組を積極的に展開する。

また、水田等の農地のほか、雑木林、草原、ため池、用水路など多様な環境の組み合わせが多く生き物をはぐくんでいることから、耕作放棄地対策、鳥獣害に強い地域づくり、多様で健全な森林づくり、地域条件や環境に配慮した農地や水路等

の整備、農地・農業用水等の適切な保全などを進める。

さらに、バイオマス資源の利用は、低炭素社会の実現とともに里地里山の保全管理にもつながることから、地産地消の考え方や総合的な環境保全の視点に配慮しつつ推進する。

これらの取組相互の有機的連携を図りながら推進することにより、環境に配慮した農林水産業を核とした人と自然が元気な郷づくりを目指す。

(みんなが参加し、「手入れ」でつなく、元気な故郷づくり)

みんなの故郷づくりを進めるため、NPO等と地域のネットワークを構築し、都市住民や子供たちによる里地里山の「手入れ」や、農林水産業の現場における自然体験・生産体験などを積極的に推進する。また、有機農業をはじめとする環境保全型農業で生産された農産物等に対する理解の増進を図るとともに地産地消を推奨する。

(自然を活かした都市と農山漁村の交流の展開)

エコツーリズムやグリーンツーリズム、森林セラピーの活用、魅力ある温泉地や自然とのふれあいの場づくり等により、自然を活かした都市と農山漁村の交流を促進し、地域の自然資源を活かした郷づくりを進める。

環境に配慮した美しいまちづくり

(コンパクトシティなど持続可能な都市への構造改革)

様々な都市機能をコンパクトに集約し、公共交通を中心とした都市づくりの推進などにより歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり(コンパクトシティ)を進めるとともに、これを都市計画制度などにより総合的に推進するために必要となる評価手法を検討する。

緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出するとともに、地下水や雨水、下水再生水、河川等の水辺の活用を推進し、ヒートアイランド対策の観点も含め、風の通り道や景観にも配慮した、水と緑あふれる美しいまちづくりを推進する。

さらに、道路に緑を増やし、路面温度を低下させる効果がある舗装の普及に向けた検討を行うとともに、自転車楽しく走れる環境を提供することにより、環境負荷の低減を図りつつ、市民に心地よい道路空間を提供する。

(世界最先端の環境モデル都市づくり)

地球温暖化対策など環境に配慮した美しい都市の実現に向け、今後どのような取組が必要かをシミュレーションした結果等を踏まえ、指針やビジョンを提示しつつ、

地区単位で省 CO<sub>2</sub>等環境に関する目標や基準をあらかじめ設定し、達成度合いの評価を踏まえた環境対策を推進すること等により、それぞれの都市の特性を活かした世界最先端の環境モデル都市づくりを進める。

(環境汚染のない安心して暮らせる都市づくり)

局地汚染対策や流入車対策、自動車単体対策、低公害車の普及促進、交通流の円滑化対策などによる都市大気環境の改善、微小粒子状物質 (PM2.5) に係る総合的な健康影響評価の検討・実施、土壌汚染対策の推進などにより、環境汚染のない安心して暮らせる都市づくりを進める。

## 豊かな水辺づくり

(豊饒の里海の創生、豊かな湖沼環境の再生)

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出、閉鎖性海域等の水質汚濁対策、持続的な資源管理などの統合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。

水質、水量の観点のみならず、生物多様性の保全の観点も含め、湖沼の汚濁負荷メカニズムの解明や水質汚濁対策の実施、水域と陸域の推移帯 (水辺エコトーン) におけるヨシ群落の保全再生などの取組を進め、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図る。

(都市域を中心とした豊かな水循環の再生)

都市域を中心として大幅に失われている自然の水循環の恩恵を再び得られるようにするため、量、質、空間のそれぞれの観点からの対策を関係者の連携によって一体的に進める。

水量の面では、雨水・下水再生水の利用、地下水涵養のための雨水浸透施設の設置促進などにより、流量の確保を図る。水質の面では、人間活動に伴う汚濁負荷を水域の自然の浄化作用を期待できるレベルまで抑えるため、都市内河川を始めとする都市域を取り巻く水域の水質改善対策の推進を図る。また、空間の面では、埋め立て、暗渠化等により失われた都市内水路の復活等を推進する。

(水のある暮らしや風景の復権)

子供たちが遊べる水辺、様々な水生生物とふれあえる水辺づくり、失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生、海辺の通年利用の促進等により、水の大切さやありがたみを再認識しつつ、水と親しみ、水とふれあえる豊かな暮らしづくりを目指す。また、地域の自然・歴史・文化を活かした河川、海岸等の水辺づくりを地域と連携を図りつつ推進する。

緑豊かな国土の保全に向けた美しい森林づくり<sup>もり</sup>

(「美しい森林づくり推進国民運動」の展開)

我が国は、世界有数の緑豊かな森林国であり、この森林を守り育てることは、未来に向け、国土を守り、豊かな水を育み、良好な地球環境を形成し、様々な生物を保全することにつながり、二酸化炭素の吸収源としての機能を拡大することにも寄与する。国土の約3分の2を占める森林が「美しい国づくり」の礎となるよう、間伐の実施や、100年先を見通した多様な森林づくりを目標とした「美しい森林づくり推進国民運動」を展開する。

(国産材利用を通じた適切な森林整備の推進)

施業の集約化・低コスト化や流通の効率化など生産サイドの構造改革を進めるとともに、国産材使用の意義を広め、身近な空間に積極的に木材を利用すること等を通じて、実需の拡大につなげる「木づかい運動」を展開するなど国産材利用の推進を図ることによって、間伐等の採算性を高め、適切な森林整備を進める。

(森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり)

「緑の雇用」等の推進により、森林の整備・保全を担う人材の確保・育成を進めるほか、優れた自然などの山村特有の資源を保全するとともに、これらを活用したニュービジネスの創出等を推進することにより、森林を支える山村地域の活性化を図る。

(都市住民、企業等による森林づくりへの幅広い参画)

企業やNPO、都市住民等幅広い主体によるボランティアな森林づくりを推進するとともに、森林を活用した環境教育等を通じた国民の森林に対する理解の醸成を図る。

## 戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり

環境保全への意欲、智慧、行動力溢れる人材を育て、活かし、地域の環境保全活動の輪を全国に広げ、力強く後押しするとともに、アジアに向けて発信していく。

### 環境教育・環境学習の機会の多様化

(「21世紀環境教育プラン~いつでも、どこでも、誰でも環境教育AAAプラン~」<sup>トリプルエー</sup>等の展開)

「教育基本法」に教育の目標として環境保全が位置づけられたことを踏まえるとともに、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、関係府省間の連携強化による「21世紀環境教育プラン~いつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)誰でも(Anyone)環境教育AAAプラン~」<sup>トリプルエー</sup>等を展開する。これらにより、学校や社会教育施設等における環境教育の充実・展開、「五感で感じる」原体験としての自然体験や農村、森林、水辺、海辺体験の推進、生活文化の智慧を活用した環境に配慮した暮らしを促す環境教育の実施等により、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図る。

## (アジアの環境リーダー育成イニシアティブの展開)

持続可能な社会づくりに参画する力をはぐくむ「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組を政府あげて展開していくため、関係府省連携による横断的な施策づくりや施策等の評価を行う枠組みを充実する。21世紀環境教育プランにおいて、大学、産業界等との協力の下で環境技術、政策等を学び、行動する企業人や、幅広い関係者をつなげて持続可能な地域づくりを進めるコーディネーター等、国内外で活躍できる環境リーダーを育成するイニシアティブを日本のみならずアジアで展開する。また、様々な場面で活躍する環境人材づくりを行う民間の取組を支援する。

## 国民による取組の展開

### (国民運動の全国的な展開と世界への発信)

省エネ製品への買い換え、エコドライブ、レジ袋に代わるマイバッグ利用など「もったいない」精神を広める3Rの取組、環境に配慮した住まいづくり、里地里山体験など日本独自の取組の全国展開によりライフスタイルの変革を促し、その成果を世界に発信する。例えば「エコポイント」の取組などのように、企業等の協力を得つつ、省エネ、ゴミゼロ・3R、緑づくり等の国民一人ひとりの行動に応える取組の普及を目指すとともに、カーボン・オフセットのあり方の検討を行う。

また、地球環境パートナーシッププラザの運営等を通じ、環境政策の立案や実施に当たって、幅広い関係者の参加と合意を図るとともに、NPOの実施能力やネットワーク力等を活かす手法の検討を進める。

### (協働による地域環境力の強化)

全国の各地域において地域資源の把握と幅広い関係者間の連携・協働を進めることにより、それぞれの地域が一つの方向性や目標を共有し、より良い環境、より良い地域を創っていかこうとする意識・能力を高め、地域全体としての環境保全に向けた活力(地域環境力)の強化を図る。このため、地方環境パートナーシップオフィス等を通じ、住民、企業、自治体、学校、商店街等が参加する緑、里山等を核とした交流拠点づくりなど、地域資源を活かした環境創造による地域再生活動モデルの普及を進める。

## 戦略8 環境立国を支える仕組みづくり

環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出す。

### 市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の展開

#### (市場メカニズム活用の検討)

費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、

排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を実施する。

国内排出量取引制度については、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題である。

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

(環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくり)

投融資プロジェクトにおける金融機関の環境面のガバナンス発揮や SRI(社会的責任投資)ファンドの拡大等、金融における環境配慮(金融のグリーン化)を推進する。企業の社会的責任(CSR)や企業価値の適切な評価の視点も取り入れた環境報告書・環境会計制度などの普及を進める。また、製品や企業活動の環境負荷をサプライチェーンから廃棄物処理に至るまで総合的に評価する手法の開発・普及を進める。

(事業者の適切な環境管理の推進)

公害防止管理ガイドライン等を踏まえた事業者の実効性ある環境管理を促進する。また、エコアクション 21 を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する。

その他各種対策を推進するための国の取組

(対策の確実かつ効果的な実施と環境配慮の組み込みのための取組)

21 世紀環境立国戦略に基づく対策・施策の確実かつ効果的な実施を図るため、環境保全経費の見積もり方針の効果的な運用や、規制的手法、経済的手法や自主的取組手法などの各種の手法を適切に組み合わせたポリシーミックスの在り方について検討を進める。また、商品の客観的な環境情報の提供を通じたグリーン購入の取組の民間への拡大、国等が行う契約において環境配慮を行うための体制整備等により、官民における環境配慮の取組を推進する。

21 世紀環境立国戦略の実施状況については、内外の情勢も踏まえつつ、的確にフォローアップを行うものとする。